

### 祖父江支所・平和支所から遠隔相談ができます

10月2日(月)から、祖父江・平和支所の窓口で、土木行政に関するオンライン相談ができる遠隔相談窓口を開設します。

道路に関する要望や相談のほか、その他の行政手続きに関する相談も可能です。

詳しくは、ID1011364 で確認してください

問デジタル推進課  
☎32-1142



### 赤い羽根共同募金

10月1日から赤い羽根共同募金運動が始まります。

募金は、市内の子どもや高齢者、障害のある方を支援する地域福祉事業や被災地を応援するための資金としても使われます。

区長さんや組(班)長さんを通して募金活動をお願いしますので、ご協力をお願いします。

問稲沢市共同募金委員会  
☎23-6713



### 里親になりませんか

さまざまな事情によって自分の家庭で暮らせなくなった子どもたちを迎え入れて、温かい愛情と理解を持って養育する里親を募集しています。

問県一宮児童相談センター  
☎0586-45-1558

### 2024年版木ごよみカレンダーを発行

全ての日に、「誕生日の木」のイラストと「木ことば」が書かれたカレンダーです。

価格 1,000円

申込書に記入の上、稲沢商工会議所(☎81-5000)へ  
※用紙は商工観光課でも配布



### 大切な我が家を守るために

ID1000800

大きな地震から家族、財産を守るためには、住宅の耐震性を的確に把握し、必要に応じて耐震改修などを行い、耐震化を進めることが重要です。

また、ブロック塀などの安全管理をお願いするとともに、除却には補助も行っています。

●無料耐震診断、耐震改修の補助を行っています

対昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅

問建築課 ☎32-1418

### 文化振興奨励補助金

ID1001385

文化活動団体や個人が行う芸術・文化事業に補助金を交付します。

対象事業 4月1日～令和6年3月31日に、市内で実施・完了する芸術・文化事業

申10月10日(火)～11月30日(木)に、申請書に記入の上、生涯学習課(☎32-1440)へ ※用紙は10月10日(火)から申請先で配布

		内容
対象	事業	・公演・展示などの芸術・文化事業(市内公共施設での実施事業に限る) ①音楽②舞踊③演劇・大衆芸能④映画⑤美術⑥文化交流事業 ・芸術・文化に関する講師招請事業(市内公共施設での実施事業に限る) ①研修会②講演会③シンポジウム ・出版事業 ①稲沢地域の歴史、考古、民俗、自然などに関する研究成果の出版 ②文芸に関する出版(年1回以上発行する定期刊行物は除く)
	団体個人	①市内に活動の本拠を置き、原則として3年以上の活動実績がある団体 ※5人以上で構成され、過半数が市内在住または在勤の団体 ②市内に在住し、原則として3年以上の活動実績がある方 ③芸術・文化事業の実施を目的として構成された実行委員会などの団体
	経費	国・県からの補助金、入場料、頒布収入などの収入を差し引いた、事業に必要な経費(消耗品費、印刷製本費、会場使用料、郵便料など) ※制作費、食糧費、事業後に個人所有物となり得る物品などは対象外
	補助率	補助対象経費の2分の1以内
	補助金額	・公演・展示などの芸術・文化事業(補助対象経費6万円以上) …上限10万円 ・芸術・文化に関する講師招請事業(補助対象経費4万円以上) …上限5万円 ・出版事業(補助対象経費6万円以上) …上限25万円

### 中小企業事業主の方へ退職金共済制度

ID1001922

中小企業退職金共済制度(中退共制度)は、中小企業の事業主が従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。

また、稲沢商工会議所、祖父江町・平和町商工会でも、退職金を支払う特定退職金共済制度(特退共制度)を設けています。補助内容は中退共制度と同じで、どちらも掛け金の一部が助成されます。

※中退共制度については、中退共名古屋コーナー(☎052-857-7588)へ問い合わせてください

問商工観光課 ☎32-1332



### 稲沢市公募型補助金

ID1001425

市内で活動する市民活動団体が行う公益性が高い社会貢献事業に対して、事業に必要な費用の一部を補助します。

手続きの流れ

①10月2日(月)～31日(火)に、地域協働課で事前相談(要予約。事前相談がない場合は受け付けできません)

②11月1日(水)～15日(水)に、申込用紙に記入の上、地域協働課へ提出(用紙は支所・市民センター、市民活動支援センターでも配布)

③審査会(令和6年2月4日(日))に出席

④審査結果の通知

⑤補助金の交付申請

⑥事業実施後、報告書を地域協働課へ提出

⑦補助金の交付

問地域協働課 ☎32-1146

### 10月11日～20日 秋の安全なまちづくり市民運動

問総務課 ☎32-1159 ID1000960

一人一人が防犯意識を高め、地域の人々が声を掛け合ってまちを見守り、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを目指していきましょう。

●ごみ捨てなど短時間の外出のほか、在宅時でも戸締まりをするとともに、窓やドアはツーロック以上にしましょう

●秋が深まり日没時間が早まると、下校や帰宅の時間帯が暗くなるため、日頃から防犯ブザーを持ち歩くなど、しっかりとした防犯対策をしましょう

●相手が誰であれ、他人にはキャッシュカードなどを渡さない、暗証番号を教えないようにしましょう



### 市消防団観閲式

ID1011360

時10月29日(日)、午前10時

場消防本部

内市長らによる観閲、消防団員による分列行進、一斉放水

問消防本部総務課 ☎22-2111



		内容
対象	事業	次の全てに該当する事業 ・市民活動団体が実施し、内容が市民活動団体の自立促進および活性化に寄与すると市長が認める ・国もしくは他の地方公共団体または民間団体などによる補助金などの交付を受けていない ・営利活動や宗教活動、政治活動を目的としない ・令和6年4月1日～令和7年3月31日に実施・完了する
	団体	次の全てに該当する団体 ・市内において継続的に市民活動を行っている、または行う意思があると認められ、5人以上で構成されている ・市内に活動拠点がある ・組織の運営に関する規約、会則などを定めている
	経費	入場料や広告料などの収入を差し引いた、事業に必要な経費(消耗品費、印刷製本費、会場使用料、郵便料、講師謝礼など)
	補助率	補助対象経費の5分の4以内
	補助金額	上限10万円